

日高市建設工事における現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する要領

平成26年3月12日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、日高市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の工事現場への常駐に係る規定の緩和を行い、現場代理人の兼務を認めることについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次に掲げる期間においては、現場代理人の現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 請負契約の締結後から、現場事務所の設置、資機材の現場への搬入、仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- (2) 工事用地等の確保未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査の実施等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完成検査終了後の事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 市は、市が発注する工事を含み、次の各号のいずれにも該当する工事については、兼務対象工事（1人につき2件の工事まで、現場代理人の兼務を認めることができる工事をいう。以下同じ。）とすることができる。ただし、工事発注課が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断する場合は、兼務対象工事としない。

- (1) 1件あたりの請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）の工事であること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められた工事についてはこの限りではない。
- (2) 2件のいずれもが地方公共団体が発注した工事で、飯能県土整備事務所管内又は川越県土整備事務所管内で施工されている工事であること。
- (3) 低入札価格調査の対象となっていないこと。

(兼務対象工事の明示)

第4条 発注者は、前条に規定する兼務対象工事とする場合には、その旨を特記仕様書等に記載し明示することとする。

2 受注者は、特記仕様書等に兼務対象工事に関する記載がない場合は、現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式第1号）により工事発注課へ照会し、兼務対象工事の適用の有無の回答を求めることができる。

（兼務を認める条件）

第5条 発注者は、第3条に規定する兼務対象工事において、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、工事発注課が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないとは判断する場合は、この限りでない。

（1） 発注者との連絡体制が確保されていること。

（2） 兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。

（3） 現場代理人が常駐しない現場においては、必要に応じて現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理及び現場の取締りに支障を生じさせないこと。

（手続）

第6条 受注者は、市が発注する他工事と現場代理人の兼務をする場合は、各工事発注課に現場代理人兼務届（様式第2号）を提出しなければならない。

2 受注者は、地方公共団体が発注する他工事と現場代理人の兼務をする場合は、当該地方公共団体から承認を得たうえで、現場代理人兼務届（様式第2号）と併せて当該地方公共団体が発行した回答書等の写しを提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日）

この要領は、平成28年10月1日から施行し、平成28年度以降に契約した工事について適用する。

附 則（令和3年5月26日）

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日）

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。